

## 選択的夫婦別姓制度に関する審議を求める意見書

最高裁判所は平成 27 年 12 月 16 日、夫婦同氏制自体は合憲と判断したが、夫婦同氏制のあり方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と国会に委ねている。

しかし、8 年が経過した現在も、国会審議は十分に進んでおらず、いわゆる選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次いで提起されている。

内閣府が公表した令和 3 年度世論調査の結果によれば、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に賛成・容認と答えた国民が約 7 割となり、反対を大きく上回っている。

こうした現状に鑑みると、国の責務のもと、夫婦の氏のあり方について法的な議論を進めることは、重要な意義を 持つと考える。

よって、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓に関する法制度について、審議を推進するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 25 日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

京都府乙訓郡大山崎町議会